

愛媛県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金支給要綱

（目的）

第1条 人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、給付金として交付することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげるため、医療施設等（以下「施設」という。）を対象として、愛媛県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金（以下「給付金」という。）を支給することとし、給付金の支給に関しては、この要綱に定めるところによる。

（支給対象施設等）

第2条 支給対象施設は次のいずれにも該当する施設とする。

- （1）所在地が愛媛県内にあり、申請日時点で運営している別表第1に掲げる施設
- （2）令和7年3月31日時点で診療報酬のベースアップ評価料を届け出ている施設

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が設置する施設は、支給の対象外とする。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- （2）県税に未納がある者

（給付金の額）

第3条 給付金の支給額は、別表第1に基づき算出した額とする。ただし、給付金の支給対象となる取組に係る費用が別表に基づき算出した額を下回る場合には、支給対象となる取組に係る費用を支給額とする。また、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（対象となる取組み）

第4条 給付金の対象となる取組は、別表第2に掲げるものとする。

（支給回数）

第5条 給付金の支給は、1施設につき1回限りとする。

（申請）

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、愛媛県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（支給決定）

第7条 知事は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、支給を決定したときは、愛媛県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金支給決定通知書（様式第2号）により、支給しないことを決定したときは愛媛県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金不支給決定通知書（様式第3号）により、申請をした者に通知する。

(支給決定の取消し)

第8条 知事は、給付金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(給付金の返還)

第9条 知事は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金を支給しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第10条 給付金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、給付金の支給年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。

(財産の管理)

第11条 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上（民間団体にあっては30万円）の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この給付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

2 知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(消費税及び地方消費税に係る取扱い)

第12条 消費税及び地方消費税に相当する金額は、給付金の対象としない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月28日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

区分	対象施設	支給単価（上限額）
①	病院、有床診療所	許可病床 1 病床につき 40,000 円（※ 1）
②	無床診療所、訪問看護ステーション	1 施設につき 180,000 円

※ 1 病床数を乗じて算出した額が 180,000 円未満の場合は 180,000 円とする。

別表第 2（第 4 条関係）

区分	取組種別	具体例
①	ICT 機器等の導入による業務効率化	タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB 会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
②	タスクシフト／シェアによる業務効率化	医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア
③	給付金を活用した更なる賃上げ	処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

※ 1 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの取組を対象とする。

※ 2 ①～③を複数組み合わせた場合も対象とする。

(様式第2号)

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

愛媛県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金支給決定通知書

このことについて、金 円を支給することに決定しましたので通知します。

なお、愛媛県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金は申請のあった金融機関口座に振り込まれます。引き続き、地域医療サービスの提供にご協力をお願いいたします。

(様式第3号)

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

愛媛県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金不支給決定通知書

このことについて、提出のあった申請書の審査を行った結果、誠に残念ながら「不支給」となりましたので通知します。

不支給の理由：